

エネルギーを 見る眼

発送電分離と 送電部門の中立性

●望ましい分離の在り方は…

何度も同じ発言をしているが、私は、事業者が公正な競争環境下で切磋琢磨し、消費者に支持される事業者が生き残ることを通じて最適なエネルギーミックスが達成されるべきと考える。この実現には電力市場の自由化は不可欠だが、それだけでは十分でない。家庭用市場まで自由化されても競争が機能しなければ、消費者は実質的な選択肢を得られず、規制なき独占になりかねない。自由化されている大口市場ですら、一般電気事業者間の競争(電力間競争)がほとんどなく、新電力の参入も限定的で、競争は機能していない。全面自由化の際には、即取引市場改革、部分供給の導入、インバランス制度改革などの競争基盤整備と、一定の規制料金を残すなどの備えが不可欠である。さらに重要なのがネットワーク部門の中立性確保である。

(発送電分離の基本的な考え方)

発送一貫体制では、「遠隔地の大規模発電所から大送電線で需要地まで運び、消費者が望む量だけ供給する」という自社のビジネスモデルと異なるモデルで参入する競争者を排除する手段と誘因を、一般電気事業者に与える。分散電源事業者に、安全性を口実とした過度な技術基準で参入費用を上げることも、蓄電池を備えて参入する風力発電事業者に長期の保証とその間の低価格での売電を強いて参入意欲を削ぐ

ことも、系統安定性のために使うべき需給調整契約を、参入阻害のための営業目的で利用することも、ネガワット取引を導入する参入者から、巨大な購買力・市場支配力を利用した取引拒否まがいの圧力で協力企業を離反させることもできるかもしれない。実際に参入を歪める行為があるかどうかは別として、これが可能であると思わせるだけで参入を抑制できる。この誘因あるいは手段を取り除くことが重要である。

ネットワーク部門の中立性確保には、3つの方法がある。ひとつは所有権分離である。送電ないし送配電部門をほかの部門と資本関係のない別会社にする方法である。例えば一般電気事業者K電力がK発電とK送配電に分離されれば、K送配電がK発電と新電力などを差別する誘因が消滅する。所有権分離は「差別的な取り扱いをする誘因を奪う」方法である。

2つめは機能分離である。中央給電司令所をはじめとするとする系統管理、接続条件交渉、ネットワーク部門の投資計画作成などの機能をISOに移行させ、ISOが市場を使いながら広域の系統運用を行うものである。機能分離は「差別的な取り扱いをする手段を奪う」方法である。しばしば所有権分離が最も厳格な発送電分離で、機能分離はそれに劣ると決めつける者がいるが、私は誤りだと考える。誘因を奪うか手段を

奪うかの違いで、正しく制度設計すれば中立性に関して同等の効果を持つ。

3つめは資本も機能も分離せず中立性を追求するやり方である。法的分離はこれに含まれる。強力な規制で差別的な取り扱いの手段を制限し、差別的誘因を減らすやり方である。法的分離を機能分離より厳格な発送電分離と考える者もいるが、同意しない。規制がなければ、差別的取扱いの誘因も手段も残っているからである。

もし日本でEU並みの電力間競争があれば、一般電気事業者が相互に供給区域外でネットワーク部門の公正性を監視し牽制するかもしれない。それが現時点で期待できない日本ではフランスなどよりさらに厳格な規制にすべきである。当然やるべき情報規制に加えて、(1) 送電部門の経営陣は外部(例えば政府)が任命し、報酬も外部が決める。(2) 職員の処遇も発電部門と切り離し、(3) 発電部門との取引は全て契約化し外部で確認し、同条件での契約の機会を新電力にも開放する——などが考えられる。(3)に関しては、可能な取引を市場化するのが自然である。法的分離しなくとも、社内カンパニー制でもこの制度設計は可能である。

(3つの手段の比較)

所有権分離の優位点は分かりやすいである。ハードルは、法律上の問題(私有財産権の問題)や契約上の問題(社

債などの期限の利益の喪失)などが広く認識されているが、それだけではなく、仮に所有権分離によってK電力をK発電とK送配電とに分離しても、同電釜の飯を食ってきた仲間であるK発電と新電力を、ドライに公正に取り扱うだろうか? 資本関係のない一般電気事業者同士でさえ、強烈な仲間意識が感じられる。ましてかつ同じ会社だった事業者を優遇する懸念を、所有権分離だけでは払拭できない。

機能分離のデメリットはその分離難さである。形だけISOを機能分離と強弁されれば、発送電分離の議論が骨抜きになる。不公正な取り扱いをする手段を完全に一般電気事業者から完全に分離できるほどに強い権限と高い独立性を持った組織にできるか、制度設計の努力と監視が必要となる。この覚悟があれば、機能分離が最も現実的な選択だと考えている。

一方、所有権分離も機能分離もしないのなら、既に述べた規制が不可欠である。とりわけ取引の契約化とその監視が重要で、リアルタイムマーケットをはじめとする市場の整備から始めれば、ネガワット取引、効率的なディマンドレスポンスへの道を開く一里塚となる。

電気制度改革においては安定供給の確保も極めて重要な問題で、稿をあらためて議論したい。

松村敏弘

東京大学 社会科学研究所 教授
1966年生まれ、98年東京大学経済学専攻、博士(経済学)、大阪大学社会経済学研究
所助手、東京工業大学社会理工学研究所助教授を経て現職。専門は産業組織、公共経済



奪うかの違いで、正しく制度設計すれば中立性に関して同等の効果を持つ。

3つめは資本も機能も分離せず中立性を追求するやり方である。法的分離はこれに含まれる。強力な規制で差別的な取り扱いの手段を制限し、差別的誘因を減らすやり方である。法的分離を機能分離より厳格な発送電分離と考える者もいるが、同意しない。規制がなければ、差別的取扱いの誘因も手段も残っているからである。

もし日本でEU並みの電力間競争があれば、一般電気事業者が相互に供給区域外でネットワーク部門の公正性を監視し牽制するかもしれない。それが現時点で期待できない日本ではフランスなどよりさらに厳格な規制にすべきである。当然やるべき情報規制に加えて、(1) 送電部門の経営陣は外部(例えば政府)が任命し、報酬も外部が決める。(2) 職員の処遇も発電部門と切り離し、(3) 発電部門との取引は全て契約化し外部で確認し、同条件での契約の機会を新電力にも開放する——などが考えられる。(3)に関しては、可能な取引を市場化するのが自然である。法的分離しなくとも、社内カンパニー制でもこの制度設計は可能である。

(3つの手段の比較)

所有権分離の優位点は分かりやすいである。ハードルは、法律上の問題(私有財産権の問題)や契約上の問題(社